奈良県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十年七月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事	生野　典夫	葛城市西室一四
〃	前田　七三	〃　四二
〃	谷村　康夫	〃　二八
〃	岡本　義弘	〃　四三
〃	岡本　雅照	〃　一八―三
監事	名倉　博	〃　一二―二
〃	岡本　安男	〃　四八

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事	生野　典夫	葛城市西室一四
〃	前田　七三	〃　四二
〃	谷村　康夫	〃　二八
〃	岡本　義弘	〃　四三
〃	岡本　雅照	〃　一八―三
監事	名倉　博	〃　一二―二
〃	安川　充	〃　二九―四